

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十九年九月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ならファミリ

所在地 奈良市西大寺東町二丁目四一

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付書類店舗配置図①（変更前）、店舗配置図②（変更前）
及び周辺見取図（変更前）記載のとおり

収容台数 一一三四台

（変更後）位置 届出書添付書類店舗配置図①（変更後）、店舗配置図②（変更後）
及び周辺見取図（変更後）記載のとおり

収容台数 一二七台

三 変更年月日

平成二十九年九月一日

四 届出年月日

平成二十九年九月一日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで。ただし、奈良県の休

日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の
休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで